

事 務 連 絡
平成24年1月18日

各地方整備局等
都市再生整備計画事業担当者様

国土交通省都市局
まちづくり推進課
市街地整備課

都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き
「官民連携まちづくりの進め方」について

本手引きは、道路占用許可の特例制度等、平成23年度に改正した都市再生特別措置法において創設された官民連携まちづくりを推進するための諸制度について、関係機関との協議内容や手順等の標準的な進め方等を解説したもので、地方公共団体、まちづくり団体等の実務担当者に向けにとりまとめたものです。

また、今後の法改正や取組み実例等の蓄積状況等に応じて、適宜内容の更新・充実を行っていく予定です。本手引きや更新した内容については、国土交通省のホームページ(http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)上でも公表しておりますのであわせてご活用下さい。

なお、貴管内の自治体等に対し、本手引きを周知いただくとともに、道路占用特例等の官民連携まちづくりの取組みのみ（交付金を含まない都市再生整備計画）で都市再生整備計画を策定した場合、各地方整備局整建政部を通じ、本省市街地整備課及びまちづくり推進課へ同整備計画を提出いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

国土交通省都市局
まちづくり推進課官民連携推進室
担 当 ; 野見山
電 話 ; 03-5253-8407